

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月8日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第1号

瀬戸市契約規則の一部を改正する規則

瀬戸市契約規則（昭和40年瀬戸市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(再度入札) 第19条 <u>令第167条の8第4項</u> に規定する再度の入札は、引続き2回までとする。ただし、契約担当者が特に必要と認める場合には、これを超えて行うことができる。	(再度入札) 第19条 <u>令第167条の8第3項</u> に規定する再度の入札は、引続き2回までとする。ただし、契約担当者が特に必要と認める場合には、これを超えて行うことができる。
2 <省略> (履行遅延による違約金)	2 <省略> (履行遅延による違約金)
第32条 契約担当者は、 <u>契約者が履行期限までにその債務を履行しない場合には、第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額に相当する違約金を納めさせなければならない。</u>	第32条 契約担当者は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、第34条の規定により履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数 <u>1日につき未履行部分相当額の500分の1</u> に相当する違約金を納めさせなければならない。
2 <u>前項の違約金に100円未満の端数があるとき又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しない。</u> (契約解除による精算)	 (契約解除による精算)

<p>第39条 契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が第37条の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて得た金額に相当する利息を付して、契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>	<p>第39条 契約担当者は、前払金及び部分払金を受けた契約者が第37条の規定により契約を解除されたときは、前払金又は部分払金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律<u>(昭和24年法律第256号)</u>第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率を乗じて得た金額に相当する利息を付して、契約担当者の指定する期日までにその受けた前払金又は部分払金を返還させなければならない。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p>
---	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の瀬戸市契約規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

### (準備行為)

- 3 新規則の規定に基づく仮契約書の作成その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。